

営業時間短縮の協力要請に関する

よくあるご質問

令和4年1月20日

更新 令和4年1月26日

更新 令和4年1月28日

更新 令和4年2月10日

更新 令和4年2月17日

更新 令和4年3月 3日

よくあるご質問について、整理いたしました。

更なる感染拡大を防止すべく、ご不便をおかけしますが、何卒ご協力いただきますよう、
よろしく願いいたします。

【 時短要請について 】

Q 1. 時短要請は何に基づくものか？

A. 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項によるものです。

Q 2. 要請に応じなかった場合に罰則はあるか？

A. 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項による要請であるため、要請に応じない店舗に対する命令、さらに過料の通知を行う場合があります。

Q 3. まん延防止等重点措置の期間を延長した理由は？

A. 本県では、これまでに様々な対策を講じたことにより、新規陽性者数が減少するなど、一定の改善が図られてはいるものの、改善傾向は緩やかであること、10万人当たりの新規陽性者数が「レベル4相当」で高止まりしていること、病床使用率は5割を切ったものの依然として高い水準にあること、さらに4千人規模の自宅療養者への対応を余儀なくされていることなどから、これまでの対策の一部を見直すとともに、措置期間の延長を国へ要請しました。

Q 4. 県内全市町村を対象地域とした理由は？

A. 現在、県内のほとんどの市町村で10万人当たりの新規陽性者数が「レベル4」相当を超えていることから、県内全域での対策を継続することとしました。

Q 5. 認証店と非認証店で要請内容が異なる理由は？また、ワクチン検査パッケージは活用しないのか？

A. 第6波においては、オミクロン株の極めて強い感染力により、未だ経験したことの無いスピード及び規模の感染拡大が生じました。このため、先手を打って感染の抑え込みを図るため、最大限の危機感をもって特別措置法の体系の中での最大限の対策を講じてまいりました。

これにより、本県においては、1月中旬には5倍を超えていた新規陽性者数の前週比が、直近では0.79倍程度(3/1時点)まで減少するなど、一定の改善が図られたことから、認証店に対する要請内容の一部を見直すこととしました。

なお、認証店と非認証店で要請内容が異なる点については、国の基本的対処方針に基づくものです。

また、ワクチン・検査パッケージについては、国の基本的対処方針において、オミクロン株による感染拡大状況等を踏まえ、原則として、当面適用しないこととされています。

Q 6. オミクロン株は毒性が弱いと言われている。まん延防止措置といった強い対策は必要ないのではないか？

A. 爆発的に感染者が増加すれば、医療提供体制を揺るがすのみならず、エッセンシャルワーカーの確保・維持が難しくなります。その結果、社会・経済の基盤となる様々な領域で機能停止に至りかねません。こうした考えのもと、最大限の危機感を持って、対策を講じています。

Q 7. 要請内容は東海3県で足並みを揃えるべきではないか？

A. 対策については各県の判断により実施されるものであり、東海3県の過去の要請においても対象地域、期間、内容など、異なる点が多くあります。また、各県の改善傾向を含む感染状況や病床のひっ迫状況も異なります。本県では、これまでにない感染の急拡大に対し、まん延防止等重点措置の枠組みの中で、本県の状況に適した対策を講じてまいります。

Q 8. なぜ認証店の酒類提供を再開するのか？

A. 第6波においては、オミクロン株の極めて強い感染力により、未だ経験したことの無いスピード及び規模の感染拡大が生じました。このため、先手を打って感染の抑え込みを図るため、最大限の危機感をもって特別措置法の体系の中での最大限の対策を講じることとしました。

酒類を伴った飲食では、気が大きくなり、多人数・長時間・大声の会食となりがちで、感染リスクが高まることが国からも注意喚起されていることから、これらを踏まえ、県民の皆さまと危機感を共有するため酒類の提供停止を要請してきたところです。

こうした取組みを含め、様々な対策を講じたことにより、本県においては、1月中旬には5倍を超えていた新規陽性者数の前週比が、直近では0.79倍程度(3/1時点)ま

で減少するなど、一定の改善が図られたことから、認証店に対する要請内容の一部を見直すこととした次第です。

Q 9. まん延防止等重点措置の効果は？

A. 本県における年明け以降の新規感染者数は、愛知県の約1/6程度(人口比は約1/4)となっており、県民の皆様の感染防止対策の取り組みをはじめ、飲食店における営業時間短縮及び酒類提供停止の要請等へのご協力により一定程度に感染拡大が抑えられているものと受け止めています。

また、こうした取り組みを含め、様々な対策を講じたことにより、本県においては、1月中旬には5倍を超えていた新規陽性者数の前週比が、直近では0.79倍程度(3/1時点)まで減少するなど、一定の改善が図られています。

Q 10. なぜ飲食店への対策を行うのか？

A. 年明け以降、「まん延防止等重点措置」適用前の1月22日までに、県内で82件のクラスターが発生し、うち約半数の39件が飲食に関連するものでした。そのため、飲食店等に対する営業時間短縮等の要請を行うこととしました。

Q 11. 時短要請の対象となる店舗は？

A. 食品衛生法の「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を受けて営業する飲食店及び、同法「飲食店営業許可」を受けている遊興施設が対象です。

ただし、コンビニ等のイートインスペース、テイクアウト、デリバリー、キッチンカー、露店営業は対象外となります。

また、ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設についても対象外となります。

Q 12. 時短要請の対象となっている「遊興施設」とはどのような施設か？

A. 「遊興施設」とは、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ、カラオケボックス、ライブハウスなどであり、さらに食品衛生法に基づく「飲食店営業許可」を受けて営業する店舗が時短要請の対象です。

Q 1 3. 認証店の営業時間の短縮は午後 9 時までなのに対し、なぜ酒類の提供時間は午後 8 時までなのか？

A. 飲食店等に対する営業時間短縮要請は、午後 9 時以降に店内に利用客が滞在することが無いよう要請するものです。そのため、閉店時間の直前まで、利用客の酒類の注文及び飲酒が可能な状況を回避するため、午後 8 時までの酒類提供を要請しています。

Q 1 4. 認証店が、例えば平日は午後 8 時までの営業時間短縮（終日酒類提供停止）を行い、週末のみ午後 9 時までの営業時間短縮（酒類提供は午後 8 時まで）を行うなど、時短の内容を都度切り替えることは可能か？

A. 原則、要請期間中の短縮後の営業時間は期間中同一でお願いしておりますが、認証店については、3 月 7 日～3 月 2 1 日の要請期間中、午後 9 時までの営業時間短縮（酒類提供は午後 8 時まで）と午後 8 時までの営業時間短縮（終日酒類提供停止）とを切り替えていただいても構いません。

ただし、全期間を通じて、午後 8 時までの営業時間の短縮（終日酒類提供停止）を行った場合のみ、1 日当たりの協力金の支給額が 3 万円～1 0 万円（※ 1）の枠組みにより算出されますので、1 日でも午後 9 時までの営業又は午後 8 時までの酒類提供を行った店舗は、1 日当たり 2. 5 万円～7. 5 万円（※ 2）の枠組みでの算出となりますので、予め十分ご注意ください。

（※ 1）大企業の場合、「1 日当たりの飲食業売上高の減少額×0. 4（上限：2 0 万円）」

（※ 2）大企業の場合、「1 日当たりの飲食業売上高の減少額×0. 4（上限：2 0 万円）」

又は「1 日当たりの飲食業売上高×0. 3」のいずれか低い額

Q 1 5. 非認証店が新たに認証店の申込みを行った場合、午後 9 時までの営業や午後 8 時までの酒類提供は、いつから行ってよいのか？

A. 新たに認証店の申込みがあった場合、県が実地調査を行い、店内における感染防止対策状況の確認を行います。

これにより、感染防止対策の徹底が図れていることが確認できた場合、調査のあったその日から、午後 9 時までの営業や午後 8 時まで酒類を提供いただけます。（調査結果については、その場で調査員より伝達されます。）

この場合、1 日当たりの協力金の支給額は、非認証店の期間は「3 万円～1 0 万円（※ 3）」、認証店の期間は「2, 5 万円～7. 5 万円（※ 4）」又は「3 万円～1 0 万円（※

3)」と、それぞれの期間に応じた単価で算出します。

(※3) 大企業の場合、「1日当たりの飲食業売上高の減少額×0.4(上限:20万円)」

(※4) 大企業の場合、「1日当たりの飲食業売上高の減少額×0.4(上限:20万円)」

又は「1日当たりの飲食業売上高×0.3」のいずれか低い額

Q16. 午後8時までの酒類提供時間の短縮とはどのような意味か？

A. 酒類のオーダーストップを午後8時までにしていただくようお願いします。

Q17. ノンアルコールのビールやカクテルは要請にある「酒類の提供」に含まれるか？

A. ノンアルコール飲料の提供については、要請内容にある「酒類の提供」に含みません。

Q18. 微アルコール飲料は提供してもよいのか？

A. 含有アルコール量が1%未満のものについては、ノンアルコール飲料とし、提供いただいて構いません。

Q19. カラオケ設備の提供に対する要請はあるのか？

A. カラオケ設備の提供に関する要請はありません。

なお、食品衛生法の「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を受けて営業するカラオケ店については、飲食店と同様の要請内容となります。

Q20. 飲食店が通常営業を要請時間で終了し、その後はテイクアウト（又はデリバリー）のみで営業を行ってもよいのか？

A. 施設内で飲食をしないテイクアウト（又はデリバリー）のみであれば、要請時間後も営業していただいて構いません。

Q 2 1. カラオケ店が、飲食の提供を取りやめて営業を行ってもよいか？

- A. 飲食店営業許可を受け営業するカラオケ店が、飲食（酒類提供を含む）を提供せず営業する場合、要請時間後も営業いただいて構いません。例えば、認証店であるカラオケ店の場合、飲食を提供する営業を午後9時（非認証店は午後8時）で終了いただいたうえで、その時間以降に飲食（ドリンクバー・酒類提供含む）を提供しない営業形態で再開いただいても構いません。

Q 2 2. 冠婚葬祭の場は要請の対象となるのか？

- A. 冠婚葬祭の場（結婚式場を除く）については、この度の営業時間及び酒類提供時間短縮要請の対象外です。なお、このような施設であっても、冠婚葬祭の場以外での飲食・酒類の提供については、要請の対象となります。

Q 2 3. 結婚式の場も要請の対象となるのか？

- A. 食品衛生法の「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を受けて営業する結婚式場については、飲食店と同様の要請内容となります。

Q 2 4. 旅館・ホテル等の宿泊施設も、規定の時間までに飲食の提供をやめなければいけないのか？

- A. 宿泊者に対する飲食の提供（酒類提供を含む）については、要請の対象外です。
ただし、日帰り客等の宿泊者以外に対する飲食の提供（酒類提供を含む）は、飲食店と同様の要請内容となります。

【協力金について】

Q 2 5. 協力金を支給する趣旨は？

- A. 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、時短要請に応じていただいた事業者の皆様
の協力に対し支給するものです。時間短縮に対する補償金として支給するものではありません。

Q 2 6. 協力金は、どのような事業者（法人、個人）が対象か？

- A. 従前から、必要な許認可等を取得の上、岐阜県内で対象となる店舗を運営している事
業者です。

なお、対象店舗を運営している事業者とは、その店舗を所有、又は長期賃貸借し、常
在する店舗の営業時間・営業内容等について決定権限を有する者です。

Q 2 7. 従前の営業時間が要請時間内であった店舗が、休業又は営業時間を短縮した場 合、協力金は支給されるのか？

- A. 従前の営業時間により以下のとおり場合分けされます。

1. 従前の営業時間が午前5時から午後8時までの飲食店等

時短要請の対象外です。そのため、休業、営業時間及び酒類提供時間を短縮（非
認証店は終日提供停止）した場合であっても、協力金は支給されません。

2. 従前の営業時間が午前5時から午後9時までの飲食店等

午後8時までに営業時間を短縮したうえで、酒類を終日提供停止した場合のみ、
協力金の支給対象となります。

Q 2 8. 協力金の申請方法や、申請書類は？

- A. 申請書や申請日等の申請方法の詳細につきましては後日公表いたしますので、今しば
らくお待ちください。

Q 2 9 . 指定管理者や第 3 セクターは協力金の支給対象か？

A. 指定管理者や公的な資金が入っている団体は、協力金の支給対象ではありません。

Q 3 0 . 県内に複数店舗を持つ場合、店舗数に応じた協力金が支給されるか？

A. 県内にあれば、要請を受けて営業時間の短縮をした店舗数に応じて、協力金を支給します。

Q 3 1 . 県内で複数の店舗を運営する事業者は、全施設を時短しなければ協力金はもらえませんか？

A. 県内の全ての店舗を時短等することを協力金の支給要件としていません。店舗ごとに協力金の支給対象であるか判断します。

Q 3 2 . 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、宗教法人は協力金支給の対象となるか？

A. 時短要請の対象となる店舗を運営する者であって、要請を受けて営業時間の短縮を行った場合であれば対象となります。

Q 3 3 . いわゆる大企業も協力金支給の対象となるか？

A. 時短要請の対象となる店舗を運営する事業者であって、要請を受けて営業時間の短縮を行った場合であれば対象となります。